

## オフセット・クレジット（J-VER）制度における温室効果ガス（GHG） 妥当性確認及び検証機関の暫定的な登録要件に係る認定事業開始日について

平成 24 年 8 月 3 日

オフセット・クレジット（J-VER）制度事務局

オフセット・クレジット（J-VER）制度は、JIS Q 14064-2 及び JIS Q 14064-3 に準拠しており、妥当性確認及び検証にあたっては、JIS Q 14065 認定を受けた機関が実施することとしています。既にご案内しておりました通り、JIS Q 14065 認定に関する認定事業が開始されて間もないことから、妥当性確認及び検証機関の登録における暫定的な措置として JIS Q 14065 認定事業において申請が受理されていることも登録要件としています。本暫定的な措置は、JIS Q 14065 認定事業開始日より 2 年を経過した認定分野について終了することとしていますが、この度、本制度のホームページ上で公開していた認定事業開始日を改めることと致しますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象

「オフセット・クレジット（J-VER）制度における方法論と我が国における IAF MLA メンバーによる認定分野の暫定的な対応（平成 24 年 3 月 13 日現在）」に記載のある認定分野 2、3、4 の認定事業開始日が平成 23 年 2 月 1 日となっていましたが、平成 23 年 4 月 1 日に改めます。

#### 2. 経緯

制度事務局では、JIS Q 14065 認定における認定分野 2、3、4 への拡大により改訂された、JAB GR200-2010 改 1 「GHG 妥当性確認・検証機関の認定の手順」の適用日（平成 23 年 2 月 1 日）を認定事業開始日としていました。我が国における JIS Q 14065 認定を行う機関によると、申請の受付が開始されたのが平成 23 年 4 月 1 日であったことから、認定事業開始日を改めます。

以上